

令和3年2月5日開催

地域活力・市民生活向上特別委員会

委員長報告

令和3年3月定例会

委員長 吉田英司

去る2月5日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「第5次川口市総合計画後期基本計画について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

平成28年度に策定した第5次川口市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成され、基本計画の計画期間は、前期後期各5年間であり、前期の計画期間が令和2年度に満了するため、令和3年度からの後期基本計画を策定するものであるとのこと。

序論は本市の特色等を記載し、総論は後期基本計画策定の趣旨等を示しており、各論は基本構想で定めた6つのめざす姿ごとに施策を位置づけ、地域別計画は各論の施策を各地域の視点で捉え直したものであるとのこと。

また、策定に係り、全9回の審議会のほか、パブリックコメントを実施したところ、4者から27件の意見の提出があったとのことでありました。

以上のような説明に対して、生涯学習施設の利用者数における目標値の設定方法について、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「第2期川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

平成27年度に策定した第1期「川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和2年度に満了するため、令和3年度から第2期となる本戦略を策定するものであるとのこと。

序論は策定の経緯等を記載し、本論は基本戦略等を示しており、さらに、施策の方向性を整理したうえで4つの基本目標を定め、具体的な施策に基づき主な取り組みを推進するものであるとのこと。

本戦略は、第5次川口市総合計画後期基本計画の計画期間及び施策に合わせて策定し、各施策の重要業績評価指標についても、後期基本計画と同様の指標を設定することで整合性を図っているとのことでありました。

以上のような説明に対して、本戦略を後期基本計画の計画期間と合わせて策定する意義について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「(仮称)東川口駅前行政センターについて」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

本市は、令和2年9月に埼玉県及び事業者との間において、東川口駅南口駅前公共用地の利活用事業に関する基本協定を締結したとのこと。

今後においては、令和3年5月から工事に着手し、令和5年11月の建物本体外工事完了の後、内装及び業務設備工事を行い、令和6年度中に開設予定であ

り、それに伴い戸塚支所は閉庁となるとのこと。

なお、地上18階建ての建物の地下2階から地上2階までを、本市が所有する公共用地と等価交換をすることにより、本センター建設にかかる支出は限りなく抑えられ、3階から18階の共同住宅入居者からの新たな税収を生み出すなど、行政経営の視点からも特色のある事業になっているとのことでありました。

以上のような説明に対して、本センターに対する本市の方針について問われ、これに対して、北部地域の拠点となるような施設を目指し整備していくとのことでありました。

このほか、パスポートセンター設置に対する地域住民からの要望の有無について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。